

本庄市指定給水装置工事事業者の指定手続きについて

1. 提出書類

- 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- 機械器具調書（別表） 機械器具の写真を添付してください。

以下に掲げる機械器具を有する者であること。

- ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ④ 水圧テストポンプ

- 誓約書（様式第2）

以下のいずれにも該当しない者であること

- イ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

- 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）
 - 主任技術者の免状又は主任技術者証の写し
 - （法人の場合）定款の写し
 - （法人の場合）登記事項証明書（履歴事項全部証明書 原本）
 - （個人の場合）住民票の写し
 - 確認事項調査票
 - 事務所の案内図
 - 事務所・作業場内外の写真
- } 指定を受けた日から2週間
} 以内に届出てください。
- } お問い合わせ等に使用するため、提出のご協力を
} お願いします。

* 郵便番号や電話番号も忘れずに記入してください。

*** 提出書類への押印が不要になりました。**

2. 指定給水装置工事事業者指定手数料

1件につき10,000円（事業者証の交付日に窓口で納付してください）

<連絡先> 〒367-0054

本庄市千代田3丁目4番5号

本庄市上下水道部水道課

電話：0495-22-2151